

桶川市有機肥料（たい肥）奨励補助金交付要綱

（平成 1 1 年 3 月 3 1 日告示第 4 1 号）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、環境保全型農業の普及・推進を図るため、市内の畜産農家から発生するたい肥を利用する耕種農家に対し、予算の範囲内で桶川市有機肥料（たい肥）奨励補助金交付要綱補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象者）

第 2 条 補助金の交付を受けることのできる者は、桶川市に住所を有する耕種農家とする。

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、たい肥購入金額に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1 経営体当たり 1 0 万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第 4 条 補助金の申請は、様式第 1 号の桶川市有機肥料（たい肥）奨励補助金交付申請書に、たい肥購入代金に係る領収書の写しを添えて行うものとする。

（補助金の交付決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を様式第 2 号の桶川市有機肥料（たい肥）奨励補助金交付決定・却下通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第 6 条 補助金の交付を受けた者は、交付後速やかに、様式第 3 号の桶川市有機肥料（たい肥）奨励補助金実績報告書を市長に提出するもの

とする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が補助金交付の条件に違反したときは、その者に対して補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は返還させることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成11年3月1日から適用する。

附 則（令和7年3月28日告示第62号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

桶川市有機肥料（たい肥）奨励補助金交付申請書

年 月 日

桶川市長

様

申請者 住 所

氏 名

電話番号 ()

下記により、桶川市有機肥料（たい肥）奨励補助金の交付を受けたいので、桶川市有機肥料（たい肥）奨励補助金交付要綱第 4 条の規定によりたい肥購入代金の領収書の写しを添えて申請します。

記

1 有機肥料（たい肥）奨励補助金申請額

トン

金

円也

2 利用の目的

様式第 2 号（第 5 条関係）

桶川市有機肥料（たい肥）奨励補助金交付決定・却下通知書

桶 第 号
年 月 日

住 所
氏 名

桶川市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請について、次のとおり決定・却下したので、桶川市有機肥料（たい肥）奨励補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

1 交付

交付決定額 円

2 却下の理由

様式第 3 号（第 6 条関係）

桶川市有機肥料（たい肥）奨励補助金実績報告書

年 月 日

桶川市長

様

申請者 住 所

氏 名

電話番号 ()

年 月 日付け桶 第 号で交付決定通知を受けた補助金について、桶川市有機肥料（たい肥）奨励補助金交付要綱第 6 条の規定により次のとおり報告します。

- | | | |
|---|------|----|
| 1 | たい肥量 | トン |
| 2 | 補助金額 | 円 |